

1 審議会名	上田市公文書館整備検討懇話会
2 日時	平成27年8月20日 午前10時00分から正午まで
3 会場	市役所本庁舎 5階 第三委員会室
4 出席者	小平委員、児玉委員、関委員、西入委員、堀内委員、横山委員
5 市側出席者	宮川総務部長、中村総務課長、浅野文化振興課長、塩崎文化財保護担当係長、倉澤博物館長、宮島文書法規係長、小林文書法規係主査、坂口文書法規係主事
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 1人
8 会議概要作成年月日	平成27年9月

協 議 事 項 等

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 公文書館整備基本計画について

- ・事務局から公文書館整備基本計画について説明
- 意見・質問等：次のとおり

第1 公文書館の基本理念

(委員)基本理念について、公文書管理法の趣旨や理念、目的が言葉として盛り込まれておりとてもいいと思う。資料2ページ、公文書館の基本的機能の(2)に利用普及機能とあるが、利用普及を図るための事業とは具体的にどのようなことを考えているのか。これから考えていくのか。

(総務課長)国立公文書館や他の公文書館で行われていることとしては、行政文書や古文書の見方の研修を行うなどで、国立公文書館においては様々な昔の文書を展示する等の事業も行っている。そのようなことも検討していきたい。

(委員)研修という話が出たが、これだけのことをするには人材が必要となる。人材については整備基本計画では触れられていないが、利用普及を図るための事業として研修等も含まれているのか。どのような人材が確保され、またどう整えていくのか。

(総務課長)次回にまたお話をしたいと思うが、当然専門職員が必要となるため今後検討していく。公文書館法の中では、「館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」という表現をしている。日本にはまだアーキビストというような正式な資格のようなものがなく、毎年国立公文書館で研修会を開催しており、上田市からも来年くらいに職員を派遣して研修を積みたいと考えているが、当然そのようなことも踏まえて検討している。

(委員)アーキビスト養成は大学で数校、院まで設けているところがある。アーキビストという資格は国家認定なのか協会認定なのかはわからないが、そのような資格を持った方はいる。しかしその方々の就職口は多くない。新たにできる公文書館で働く方、通常の博物館等に就職する方、現在企業アーカイブズも多く行われるため企業から委託されて企業資料を保存あるいは整理す

る専門職員の方がおり、個人でも会社を設立して行っている方もいる。歴史的な知識、また私たちは行政的な知識はないがそのような専門職員は行政システムや法的知識を持っている。紙をどう保存したらいいか、マイクロフィルムが劣化したらどうしたらいいかなどそのような知識も持っている。

(委員) 大学では学習院大、駿河台大学は院まで設けている。

(委員) 初めにできたのが駿河台大学、遅れて学習院大学でできた。

(総務課長) 正式な国家資格ではないのか。

(委員) 正式な国家資格ではないのでは。協会認定のようなものかと思う。

(委員) 大学で学部として設けるため国家資格ではないかと思うが。

(委員) 院まで進む方は若い方と御年配の女性が非常に多い。御年配の女性がそのようなことを学んで関係する職に就くかということではなく、単にそのようなことを学びたいという理由で院に通っている。若い方は関係機関への就職を希望しているがなかなか就職口はない。

(委員) ひとつ入れてほしいと考えているのが、公文書等の管理に関する法律の第1条の目的の中に「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」とあるが、ぜひこの前半部分の文言を「住民共有の知的資源」として入れていただきたい。また、前回も申し上げたが、「公文書館」という名称でいきそうだが、名称についての議論はしてもいいのか。「公文書館」という名称を前提として話が進んでいるようだが。

(総務課長) 「文書館」という名称をお考えかと思うが、公文書館という名称を付けたからといって収集対象が公文書だけということはない。法律が公文書館法であること、また他市町村、県も含めて公文書館という名称が一般的なので仮で考えている名称である。公文書館法の中でも「公文書その他の記録」といういい方をしている。他市でも公文書館という名称であっても民間の文書も受け入れているため、施設の名称が変わったからどうこうということではない。

(委員) その点は承知していながらあえて質問している。「ぶんしょかん」と読ませるのか、「もんじょかん」と読ませるのかで大分受け止め方が違ってくる。松本市の場合「ぶんしょかん」と言っているが、「もんじょかん」といった場合には古文書だけを扱うという受け止め方が出てきてしまい、それはやはり狭いため、「ぶんしょかん」という名称がいいのではないかというのが松本市の考えである。松本市で保管されている公文書と古文書の割合は50:50になっている。こだわりはあまりないというのがひとつある。歴史の中で見ると公文書という概念自体は明治維新以降ではないか。公文書とした場合には江戸期の文書はどうなるのか、捨てられてしまうことにもなりかねない。その点が大きな前提にある。「もんじょ」というと古文書に限定されてしまうが「ぶんしょかん」とした場合は古文書も公文書も一緒に扱えるため「ぶんしょかん」という名前で行っていくのがいいのではと思う。日本において設置されている公文書館等の数は、県、市町村、政令指定都市をいれて88ほどか、100はっていないと思うが、その内訳を見ていくと、名称を「ぶんしょかん」としている施設、「もんじょかん」あるいは公文書館としている施設、その他の3つに分類すると、県の場合は順に3分の1、3分の1、3分の1、政令指定都市はどちらかということ公文書館が多い。市町村はどちらかということ公文書館や文書館等の名称にこだわらず、アーカイブズや歴史館、歴史資料館、図書館(図書館内で取り扱う)等いろいろなスタイルがあり、市町村の場合はむしろその他に相当するような名称を付けているところが多い。実態はそのようなかと思うが、公文書という名称を使った場合は明治維新以降の文書を指すように捉えられてしまうため、県や国では構わないかもしれないが、市町村の段

階では、公文書だけでは歴史は紡げない。県や国でも同じことかもしれないが、もっと身近な公共団体として、公文書のみでは歴史を紡いでいく、あるいは継承していくことはできない。地域資料、古文書も含めた資料が入っていないと歴史は紡げないというのが現状かと思う。できれば「もんじょかん」は古文書のみ指すように捉えられてしまうため、「ぶんしょかん」という名称の方が公文書も古文書も一緒に扱うことができふさわしいかと思う。できたらそんな方向でお願いしたい。無理があるなら公募でもいいかと思う。館の名前を市民から募集するなど方法はいくらでもあると思う。公文書館といった場合はどうしても行政資料中心という捉え方が出てきてしまう。地域資料も多くあるためそれは避けてほしい。上田という地域には特徴がある。

古代から近世まではどんな特徴があるかは専門でないため不明だが、国分寺があることからみると、国や県の中心地であるということも言えるし、近代にいくと、上田はお蚕さんの地域で、蚕都上田に根付いている、上に乗っかっているのが上小地域であり、その特徴を生かした施設、文書館を作っていく必要がある。蚕都上田は江戸期から始まっているため、江戸期の文書を古文書と扱った場合には蚕都上田を支えている文書は除外されていってしまう可能性がある。そうなると上田の特徴が浮かび上がってこない。明治期には非常に大きな蚕種を中心として輸出して莫大な利益を得た。この地域全体が潤い、豊かになっていった。蚕種の繁栄が銀行を生み、今日の八十二銀行も生まれた。また諏訪倉庫やこの狭い地域に上田電鉄を中心とした電車網が開けたのもお蚕さんのおかげである。そのような資料がたくさん残っている。それを持っているというのがこの地域の特徴である。大正デモクラシー期になると、自由画教育、農民美術などが発信され、地域における先進的な資料が多く存在している。公文書だけではこの地域の特徴を見ることはできない。両方合わせて初めてこの上小地域の素晴らしい部分が変わり、それを将来の人たちが継承していくと考えれば公文書という名称にすると地域資料がないがしるにされてしまうのではないか。そうでなければどういう名称でも構わないがその辺りを注意していただき、名は体を表すとも言うが、全国の中でも特徴ある上田市という地域にできる文書館にふさわしい名称を付けていただきたい。

(総務課長)今お配りした資料は、国立公文書館のホームページの中にある全国の公文書館の一覧になるが、都道府県、政令市、市町村と分かれており、現在の公文書館数は都道府県が34、政令市が8、市町村が20で名称は様々だが、都道府県でも文書館、歴史資料館、歴史館、公文書館等様々な名称が、また政令市や市町村についても、天草の場合はアーカイブズという名称であり、公文書館という名称にはこだわらないため懇話会の中で御審議いただきたい。問題は、現在博物館にもかなりの量の古文書があり、その棲み分けをどのように行っていくかである。昭和の文書も100年経てば古文書になりかねない。どの辺りを博物館、どの辺りを公文書館に移管するかという棲み分けの部分も検討していく必要がある。特に民間文書については何でも受け入れるということになると収蔵庫が足りないため一定のルールを設けてやっていく必要がある。

(委員)この2月に長野県立歴史館の講演があった。近世の古文書も公文書であると話されていた。長野県立歴史館ができるまでの経過について、信濃史学会が中心となり、長野県の「もんじょかん」を作ってほしいというのがスタートだった。「もんじょかん」というのはまさに古文書を指しているが、それを作ってほしいというのが運動の始まりだった。それが後々検討されていって最終的には複合館としての長野県立歴史館となった。ここで少しそのような議論をしていた

だいて最終的には名称もふさわしいものを絞り出していきたい。

(委員) 委員からお話があったとおりだが、他の皆さんはどう感じられたか。確かに「もんじょかん」というのは古文書をイメージしてしまう気がする。差支えなければ「ぶんしょかん」がいいのではとも思う。公の字がつくと、古文書も含めて大事にしていくとは言っている、名前が名前のためどうかとも思う。将来的なことを考えると、博物館の持っている文書を今後どのように考えていくかという問題も当然出てくる。とりあえずは、何年後か、何十年後か、立派な施設が作られたときを見通して館の名称を考えなければならないのではと思う。もう少し意見をいただきたい。

(委員) 博物館に古文書がたくさんある。これから話し合うということだが、半分以上移す予定でいるのか。

(総務課長) 現在博物館にある古文書類は一部展示もしているが、事務局で考えているのは博物館にそのまま収蔵しておくということである。ただ閲覧等があるため、お互い連携するためにデータベース化して目録を作成し、新しい公文書館ではそれがどこにあるのかわかるようにしておきたい。行政文書だけでもかなりのボリュームがありこれからも増えていく。今後上田市が考えていく計画の中で今博物館に収蔵されている古文書をそっくり移すことは困難な状況であるため、博物館には当面古文書を保存したいと考えている。

(委員) 先生方から言わせると文書の方が内容的にもなっているということだが、一般的な市民的な感覚からいくと公文書館とした方が公文書が広く公にされているというイメージもある。そういう点では公文書でもいいのではと思う。

(委員) 博物館も随分古いかと思うが当面あのままの施設でいくという前提での話か。

(博物館長) 今年で築 50 年となるが、大河真田丸の関係もあり現在内部の一部改装や外壁の改修等を計画的に行っている。コンクリートの耐用年数は一般的に 50 年といわれているため、あと 10 年以内には現在の建物も改築等の必要性があるのではと考えている。また市の全体的な計画の中で検討していかなければならない。

(委員) 博物館の話が出たが、二の丸の中に置いておくことが将来的に難しいということになれば、とにかく城の近くにといい希望があるため、その点も公文書館と合わせてあまり遠くない見通しの下に御検討いただきたい。

(委員) 委員と同じように「もんじょかん」という名前は避けたほうがいいのかと思うが、「ぶんしょかん」か「こうぶんしょかん」か全くの愛称にするかどうかは難しいところで、今の説明からすると決して公文書だけではなくて場合によっては古文書もということだが、歴史を研究してきた方々からすると古文書も大量に受け入れていただきたい、博物館機能のようなものも持っていたきたいという主張がどうしてもある。研究者の立場からだとどうしてもそうなる。「ぶんしょかん」という形で双方を吸収、整備して公開する施設の要望があるかと思う。

公文書という言葉は一般市民だとあまり馴染みがない言葉で、上田市の掲げた自治基本条例等の理想からすると、公文書という言葉をもっと市民にとって身近なものに感じてもらう、公文書に接する機会をもっと身近なものにしてもらう、そういうことを考えていくと公文書という言葉をあえて使ってアピールしていくことも大切かと思う。こういうものを作ってくれという要望が民間から出てくる場合、どうしても歴史の研究者から出てきたケースが多く、上田市もそういう点では以前からいくつかの研究団体や総合的な団体から文書館の設立の要望があったかと思うが、基本計画はどちらかということと行政的な見方で文章の表現がなされている。例え

ば公文書館の目的について、真っ先に説明責任の実現とあるが、市民からすると説明責任よりも知る権利の方が適当ではないか。市民のサービス機関だとすると説明責任というよりも知る権利の場所であり、知る権利と説明責任の実現という表題にした方がいいのではないか。市民の知る権利を保障するという主題を一番大事にしたい。行政の立場からすると説明責任は付いてきてしまうし、市民は当然説明責任を果たしてもらいたいと思うだろうが、一番は知る権利である。知る権利を行使して公文書館へ行けばいろいろな形の過去の施策の検証ができ、そこから新しく自分たちのこういうことをしたい、してもらいたいという発想ができる、そのような機関であるという認識をこれから上田市民が持っていてもらいたい。

また、そういう機能を果たす館になってもらいたい。あえて公文書館としてもいいのではないか。委員が言うように、江戸時代に公文書という言葉はなかったが、観念はなかったかというところを決してそうではない。庄屋文書は庄屋の私的文書と庄屋が受け継いでいかなければならぬ文書としっかり整理して分けられていたが、明治になってから混在してしまった。名主の家の伝統を保ってきた家はしっかり私的な文書と分けられている。庄屋が変わる場合は、文書引継ぎ書を作って筆筭のまま渡している。公文書という言葉はなくても概念はあった。今以上に保存に関しては厳格であったと思っている。

(委員) 今の話をすれば、伊那に行ってもらえればわかるが、伊那の各村は区長が立ち会い、三役が立ち会い、蔵を開ける時、出る時、全てチェックして印鑑を押して保有している。1点でも2点でも三役が常に立ち会っている。文書自体が生のまま引き継がれている。そういう地域もある。

(委員) なぜそうなるかというところ、領主支配をされている村にとって、石高はどれだけだ、それに対して何割何分の年貢をかけると書かれた文書は、自分たちの権利である。年貢率が上がる時はそれをもって闘争する。公文書は、江戸時代の農民たちにとっては自分たちの権利主張をするための大事な証拠書類である。それがいつの間にか変化し、私たちの今一番いけないところだが、雪が降って自分の家の前に雪が寄せられても建設課に電話をするなど、みんな行政におんぶしている。しかし、江戸時代の農民はそうではなく、自分たちの権利主張をするための一番大事なものはしっかりと保存して、それをもって闘争していた。そういう点では、権利の意識は我々よりある意味強いところがあった。そういう意識をこれからの上田市民が持って、権利と市政に参加するという意識を持ってもらう、そして公文書館をそのような意識を育てていく場所という位置付けにしていく必要がある。

資料1ページ、公文書館の必要性の部分の「過去の社会情勢など貴重な内容」ではなく、過去の市の施策、一番大事なものは市の施策過程がわかることである。それと同時に一般的な社会情勢があって、その社会情勢に基づいて市がどういう態度をとったかなど、施策の検証ができる。社会情勢よりも市の施策の方を入れていただきたい。全国の公文書館のリストについてもチェックしたが、ある程度は実際に行って説明をしてもらったり収蔵庫を見させてもらったり公開システムを見させていだいたりしている。博物館との仕分けについての問題はあるが、古文書を受け入れるという機能は失わない、あとはどのように市民が利用しやすい公文書館とするかが一番の問題である。

(委員) 高山市公文書館は公文書のみである。古文書は扱っていない。そのように線引きが明確なところもある。実際に公文書と謳っていても中身は50:50で、古文書を扱っている場合と若干公文書の方に傾斜しているが両方扱っているところもある。実態はそうなるが幅広く考えていただきたい。江戸期の文書がその時は私文書であったものでも今やまさに公文書になっている

ものもあり、そういうものも収集していかないと歴史は紡げないということが現にある。幅を持たせた文章を作っていったほうがいいのではないかと思う。委員が言われたように全体の提供資料を見ると公文書感覚が強い。できれば少し薄めてもらいたい。

(委員) 決定はできないため、今出てきた意見を汲んでいただき、実質的な内容、また基本理念の表現を検討いただきたい。

(総務部長) 委員のおっしゃっていた法律の第1条の目的の部分について、主権者である住民が主体的に利用し得るという理念と、委員の、説明責任は行政側の視点であるため住民のサイドに立った知る権利の保障を先にすべきという御意見については、言葉は違えど同じ行政サイドからの見方ではなく住民サイドから施設について考え、生活の成りたちから始まった市政のありようを市の側からアクセスするという趣旨を入れなさいということかと思う。この部分については公文書館の目的又は必要性のところにも謳い込めるものは謳うよう修正をかけたい。収集していく文書について、公文書をはじめとする諸記録(以下「歴史公文書等」という。)という表現、また保存対象文書についても公文書と表現している部分がある。例のところに「寄贈又は寄託を受けた文書その他の記録で」とあるが、いずれにしても保管するには市の文書に移管をされた文書でなければ保管ということにはならない。すべて寄贈・寄託を受けたものを保管するわけにはいかないため、この後組織の部分も出てくるが、寄贈・寄託を受ける文書について公文書館で保管すべきかどうか、収集対象とすべきかどうかというところをチェックしていただく機関も必要になるかと思う。次の懇話会までに整理させていただきたい。館の名称については様々な意見があるため、中身が整ったところで名称の検討ができればと思う。

第2 公文書館の保存対象文書

(委員) 資料の3ページ、1の保存対象文書の(1)に例があるが、「概ね昭和の大合併までに作成・取得された旧役場文書」とあるがどういう意味か。

(総務課長) 上田市公文書館を想定しての例として挙げてある。平成の合併以前もだが、毎年行政文書が作られていくためそこまで含めるとかなりのボリュームになる。今一番心配しているのが旧上田市、旧丸子町、旧真田町、旧武石村になる更に前の昭和の大合併、塩田町、川西村等の段階の文書であり、かなり残っている。それについて目録ができているため、まず公文書館に移管したい。その後の昭和の大合併以降の文書、平成の大合併以降の文書も入ってくるため、あくまで一つの例である。昭和の大合併の前までの文書しか入れないというわけではない。

(委員) 今後も保存期間が経過したのちの行政文書を評価・選別して入れていく。次の概ねというのは概ねというよりも昭和の大合併までに作成・取得された旧役場文書は全てということで理解している。

(委員) そのあとの平成まで入れなければいけないと思っている。平成の分は現用文書になっているからそれをあえて外したのかと思っていた。

(委員) 「保存期限経過後の行政文書のうち歴史資料として重要なもの」という中に入ってくるため、評価・選別しこれから分けていけばいいかと思う。昭和の大合併以前のものは保存しなければならない古文書扱いにさせていただきたい。

(総務課長) 概ねという表現についてだが、昭和の大合併までは基本的に全てと考えている。概ねというようにつけたのは、昭和の大合併以降の文書も一部含まれているためである。基本的に昭和の大合併以前の文書は全て廃棄せずに残していくという方針である。

- (委員) 社会教育の分野だが、公民館の文書は行政の文書と内容は若干異なるが、公民館の文書を保存するかどうか、また何を残すか決めるのは教育委員会か。別の組織が決めるのか。公民館でやっていることの内容が変わってきているが。
- (委員) 所管は教育委員会ではないか。教育委員会の基準に従って保存していくのでは。
- (委員) 教育委員会の中で決めていいのか。
- (委員) 公文書館ができた場合か。今市がどうお考えかはこれから説明があるかと思うが、その都度委員会を作ってそこで判定するのか、そこにいる職員が一定の基準を設けた中で選別をしていくのか。それについてはこの先の議題になっていくかと思う。
- (総務部長) 第1回の懇話会の際の資料2として、懇話会の今後の運営についてという資料をお配りしているが、検討項目として第1に公文書館の基本理念、第2に保存対象文書、第3に文書館の機能とし、保存機能として評価選別基準の基本的な考え方というものも基本計画の中に加えたいと考えており、次回までに事務局案としては提案させていただき、御意見をいただきたい。公民館も含めた教育委員会の所管する文書についても公文書館での保存対象文書にしていく。どう選別・収集していくかは次回となる。
- (委員) 対象機関について、「市の歴史や過去の施策を検証するためには、市の活動全体を体系的に網羅した資料が必要となることから、市の全ての機関が保有する公文書を保存対象とする」とある。これだと公文書だけと捉えられてしまうのではないか。公文書を理解するためには地域資料、様々な資料も含めなくては理解できない。また、市史を編さんする際にも必要となる。公文書等を保存対象とするという表記にした方がいいのではと思う。
- (総務部長) 1ページの公文書館の必要性の のところに、「歴史資料として重要な公文書をはじめとする諸記録(以下「歴史公文書等」という。)」と謳っておきながら個々の部分で引用を外してしまっているため修正する。
- (委員) 現在の上田市の博物館が小さい施設ということもあるが、十分に機能を果たせていないということもあるのではないか。長野県立歴史館にいる時、上田市の博物館に断られてしまったためどうにかしてくれないかという相談がいくつかあった。キャパシティがいっぱいなら公文書館でフォローしてもらうか、あるいはもう1回仕切り直しでこれはこっち、これはこっちと選別をしっかりとするなどしていただきたい。長野県は全国的に古文書が市場に出て売り買いされてしまう量がものすごく多い。その中でも多いのが上田小県地域である。それは保存機関がしっかりしていないからである。今は積極的にこちらから声かけをしていく必要がある。向こうから来るのを待っているのは気づいたときには土蔵がなくなって紛失してしまう。わずかの県の予算で上小のものは長野県立歴史館へ買い戻した。できる限りフォローして吸い上げて寄贈・寄託を受けることが必要である。今現在の施設からすると10年20年先はどうなるかわからないが、あの博物館だともうキャパシティがいっぱいになってきている。当面は公文書館に保存機能を備えておき、また文言の中にも入れておいていただきたい。
- (委員) 自由大学の資料が市場に出てしまったことがあり、その一部が長野大学に入っている。非常に貴重な資料です。蚕種の藤本蚕業の資料を整理させていただいたが、その時の経緯というのは、藤本蚕業の方から博物館へぜひ寄贈したいというものがあったが、既に寄贈されているもの以外に膨大な資料が箱に詰められ、塩尻小学校の隣の道路沿いの建物に手つかずで保管されている。藤本蚕業の2人の兄弟が、苦労してきた仕事の成果だからなんとかしたいと博物館にも話をしたようだが、その時はあまりいい返事がなかったようである。それでこちらの上田小県近

現代史研究会に声がかかり、5年ほどかけて15,000点ほどの資料整理をした。細かくやっているとまだ領収書等が残っていて、倍以上の量がある。博物館の断った理由は収蔵庫がいっぱいであること、また資料整理が追い付かないこと等博物館側の事情があつてのことかと思う。私たちは初めて資料整理をしてとても勉強になり、この地域の特徴がよくわかった。貴重な資料がまだまだ残っており、外に出ないように現地保存をしていくような体制を取っていくためには、これから作られる資料館がそのような役目を果たしていく必要がある。あるいは博物館でその役目を果たしていかなければならないのであれば、博物館の施設拡充を保障させることも必要である。1か所に集めることは不可能であるため、現状はこの体制のままで相互に連携して有効に使える体制を築いていけばいいと思う。この地域の特徴を示す貴重な資料がお金に替えられて外に出てしまうのは非常にまずい。そのようなことを避けるためにも積極的にこちらから声をかけていかなければならない。ただ積極的に寄贈をしてくれと言っても器が小さければ取捨選択する以外にどうしようもない。20年先、30年先を見込んだ上での計画を立てていかないと、当面でいいといつてもいずれその問題は出てくるため、それも含めた議論をしていかなければならない。前回の懇話会の際に委員からどのくらいの公文書が1年間に受け入れられるか、冊数としてどのくらいであれば可能か質問があつたが、まだ答えは出ていないか。年間に市役所で作成される文書がどのくらいあつてそのうちどのくらいが廃棄されていくのか。

(総務課長) 廃棄文書については、毎年6月7月に書庫整理をする際に各課に廃棄対象となる簿冊のリストを配布し、整理してもらい廃棄した文書について報告してもらっているため、どのようなものを廃棄したかはわかるが量についてはわからない。

(委員) そういうものが計算されて出てくれば、受け入れても何年先には書庫が満杯になる、何年前からこの施設を拡充していかなければならないなど計画を立てることができる。将来日程のプランをこの中に含める形で文書館の設立を考えていかなければならない。

(委員) 上田市の文書規程における簿冊の背表紙は何センチか。1年平均で何冊廃棄対象となる文書が出てくるか、それが収蔵しようとした場合にどのくらいのスペースを必要とするか、簿冊の平均的な厚さをかければ出てくる。ひとつは冊数である。1年間に簿冊でどのくらい廃棄対象簿冊が出るか、そのうち何%を評価・選別し、何%分を保存などという情報が必要となる。

(総務課長) 簿冊の背表紙は概ね6センチである。

(委員) 1年間に廃棄文書目録で数えて平均何冊ほどが廃棄になるかである。

(総務課長) 目録の中に表題と冊数が全て書いてある。

(委員) 最近では電子決裁等により薄くなったのでは。

(総務課長) 建築関係の書類は厚くなってしまふものもある。ものによる。

(2) 公文書館の整備について

- ・事務局から公文書館の整備について説明
意見・質問等：次のとおり

(委員) 資料1ページの(3)について、丸子郷土博物館が増改築できるため、あの場所から動くことはないと考えていいのか。それとも当面なのか。

(総務課長) 正直まだ迷っているところである。現在市が保有している公共施設は膨大な数と量があり、現在は学校等の耐震・改修工事を行っているが、年々耐用年数が来ている状況である。なかなか

か新しい施設を作ることは難しく、既存施設の活用なおかつできる限りお金をかけない、昭和56年の耐震基準見直し後の施設ということで選定した。これからどんどん行政資料が増えていくことから、選択肢としては敷地がとて広いため書庫のようなものを増設するということも考えられるが、公文書館機能というものを早く立ち上げ、早く仕組みを作っていきたい。将来、5年、10年、もっと先のことも考え、また上田市立図書館の改築等様々な場面も見据え、この懇話会で御意見をいただきながら検討していきたい。そのような選択肢ももちろんあり、丸子からずっと動かないということではないが、ある程度長い期間で丸子で仕組み作りをしっかりとしたうえで考えていきたい。

(委員) 分散管理をせざるを得ないということだが、例えばどういう場所を考えているか。

(総務課長) 昭和の大合併までの文書は博物館、図書館、各地域自治センターの書庫に保存してある。

市史編さん資料も上田市教育委員会の建物と各地域自治センターの書庫にある。どの部分を公文書館に持っていくかというのは今後の話になるが、残った0.6kmについては引き続きその場所へ保存する。

(委員) 丸子地域協議会にも出席し説明を聞いたが、予想ではかなり反対があるのではないかと感じていたが特段なかった。危惧していたため安心した。

(委員) 資料館にお世話になった時、一時、博物館を頂点として他の施設を全てその傘下に置くという組織形態であったが、そういう体制の中でそれぞれの博物館をどのように活性化させるかという話があり、早々と丸子郷土博物館は閉館してもいいという付帯意見が付いてきたため驚いた。原因もいろいろあるかと思うが、1つは交通アクセスの問題かと思う。公文書館の施設として求められる機能の部分に交通アクセスについては全然出ていない。市民の知る権利を保障するとすれば、老若男女が行きやすい場所になければならない。そのような検討の中で耐震基準からも丸子になったとなれば仕方がないが、知る権利を保障するために、交通アクセスのいい、老人でも行ける場所という視点が全くない。視点のところ、広く市民の利用に供するため、また時に職員が利用することもあるだろうから、交通アクセスのいい場所、行きやすい、集まりやすい場所ということを選定基準に入れた、そのほかに更に新しい施設を作る余力がないため既存施設を利用したいとすべきではないか。その中でひとつネックになるのが56年の耐震基準であるため丸子郷土博物館になったというような思考方法をとっていただきたい。

もう1つは、信濃国分寺資料館にいたときに、博物館等を活性化させるために、市長の諮問を受けて博物館協議会で答申をした。答申の中では丸子町からは閉館してもらって構わないという意見が出てきたが、できる限り製糸関係の資料の博物館に特化していこうという答申をしている。それは市長宛てに答申をしているため、2年経って情勢も変わってきているためそのような意見、答申があったが別の用途で再利用していくという理由も必要ではないか。その内容もホームページ等で公開されているのではと思う。その辺りも考慮していただきたい。丸子町で不人気だということは、公文書館設立後もまた不人気になるのではという危惧がある。しかしそれはいろいろな活動の仕方による。空いている全てのスペースを収蔵スペースで使おうとすると講座のスペースが確保できない。近くに公民館はなかったか。

(文化振興課長) 保育園はある。

(委員) 保育園の教室は講話や講義、講座には不適當か。子供の数も少なくなっているためどこか一部屋を利用することも可能かもしれない。近い場所に市民の方30~40人ほどが集まる講座の開ける既存施設の確保が必要になる。また、市民サービスの点からも、エレベーターがあるか

どうかも重要かと思う。閲覧室をどこにもっていくかにもよるが、老人にとってはあの階段は大変である。老人や車いすの方には事務室の隣で閲覧できるというサービスをすれば、当面はことが足りるかと思う。一番心配なのは、製糸関係資料と絵画もあるが、土器や石器などの考古資料はどこに移すかである。鳥羽山洞窟のものは国の史跡であり、遺物は県宝になっている。鳥羽山洞窟から出た展示できないものが丸子郷土博物館に入っている。保管場所を分離するのか。研究者側からすれば一緒に保管してほしい。これを見せてくださいと言われたときにすぐ出せる形で同じ場所にあってほしい。民族資料も膨大なレコードもある。プレハブの中にも考古資料がある。丸子地域自治センターの裏、店舗の資材倉庫が役場の物入れになっているが、本来移管しなければならない資料で、およそ数百箱のコンテナが保管されている。本来だと丸子郷土博物館に移管しなければならないが、様々な事情で運ばずにそのままになっている。あそこに置いておくのもいいとは言わないが、当面は仕方がない。それも含めて考古資料を分散管理するというのは避けてほしい。やるならどこか一か所にまとめていただきたい。国分寺資料館もキャパシティがいっぱいである。また美術館がいらないと言って引き取らなかった絵画についても廃棄するわけにはいかないため、どこかに保管し別の利用方法を考える必要がある。入らないから分散して保管するというのも問題だが、まず収集してしまった資料をどのようにどこにもっていくかが問題である。作るといった以上はクリアしなければならないため考えていってほしい。

(総務課長) 丸子郷土博物館の収容物だが、土器類がコンテナ 450 箱、民具が約 5,900 点、絵画 171 点、レコードが 2,000 点ある。

(委員) 今現に郷土博物館にあるものか。

(総務課長) そのとおりである。

(博物館長) 3年ほど前に上田市の博物館のあり方ということで、市長ではなく教育委員会の諮問という形で、将来的な博物館のあり方を審議していただいた。丸子は依田社や製糸関係が盛んであったため製糸に特化してはどうかという意見があった。その方向でということで、これからの教育委員会の諮問に応じた意見を述べていただいた。

(委員) いずれにしても生糸のまちであるこの上田市の歴史を小学生・中学生もしっかり学んで学校を卒業しなければならないと思う。丸子郷土博物館の事業についても、もう少し考えてもいいのではと思っていた。公文書館に移管していく中で、旧カネボウ跡地の食堂棟でも結構だが、製糸の関係の資料を保管し、広く、また今まで以上に交通アクセスも便利になるため、子どもたちにも勉強の機会になるような活用の方法を考えていただきたい。丸子の方たちがそのように思い描いたから丸子地域協議会において反対がなかったのではとも思う。全く活用されないような状況でただ食堂棟に移されてそこで保管というようなことになれば、反対の話が出てくる。活用について考えていただきたい。

(委員) お蚕さんについては、本来であれば特化した施設がほしい。岡谷の場合は、岡谷蚕糸博物館という施設がある。蚕都上田にふさわしい施設があってしかるべきだろうとも思うが、あまりそうやっていくとそれぞれの分野での自己主張になってしまうためどうかとも思うが、最終的にはそのようなものも含めた複合施設がいいのではないかと。

(委員) 大屋の駅から煙を吐いた列車が丸子に行って往復して。そんなことを思うと活用されるのではなく、ちんやりしていつてしまうのはなんだか寂しい。

(委員) 郷土博物館にも一度入ってみたい。この夏に戦争の番組をたくさんやっていて、アメリカの公

文書館に日本の資料が保存されていたと聞き、公文書館とはこんなものなんだと認識を深めることができた。丸子に施設を置くのもいいのではと感じた。

(3) その他

- ・次回懇話会は、9月28日(月)10時から、丸子郷土博物館で開催することです承された。

4 閉会